○関東地方整備局告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百三十八号三鷹都市計画公園事業第八・五・一号及び武蔵野都市計画公園事業第八・五・一号井の頭公園

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第八百二号府中都市計画公園事業第五・五・一号府中の森公園

三　事業施行期間　自平成九年三月二十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千五百六十号調布都市計画公園事業第九・五・一号、小金井都市計画公園事業第九・四・一号及び三鷹都市計画公園事業第九・四・一号野川公園

三　事業施行期間　自平成九年八月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千四百十六号東村山都市計画緑地事業第三号八国山緑地

三　事業施行期間　自平成元年八月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東村山市諏訪町二丁目、諏訪町三丁目及び多摩湖町四丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
我孫子市つくし野二丁目一二七番一地内	前	五五・一三～五五・二一メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	五五・一三～六五・九六メートル	〇・〇〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松本市村井町南一丁目一〇五一番三から同市村井町南一丁目一〇四七番地先まで	前	一一・〇〇～一一・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一一・〇〇～一四・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市村井町南一丁目一〇五一番三地内	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日